

序編 環境影響評価準備書作成までの経緯

序編 環境影響評価準備書作成までの経緯

1 環境影響評価準備書について

本書は、長野県環境影響評価条例（平成10年3月、長野県条例第12号）に基づき、令和2年9月に知事に提出した「F S P S 佐久市八風太陽光発電所事業（旧名称：長野県佐久市そら発電所（仮称）事業）に係る環境影響評価方法書（再実施）」（以下「方法書」という。）の内容について、住民等の意見及び知事の意見等、並びに事業計画の進捗による変更の内容を踏まえて検討を加え、長野県環境影響評価条例に基づき、「F S P S 佐久市八風太陽光発電所事業に係る環境影響評価準備書」（以下「準備書」という。）をとりまとめたものである。

2 準備書作成までの経緯

準備書作成までの経緯は、表-1に示すとおりである。また、環境影響評価の手続きの流れは、図-1に示すとおりである。

配慮書の縦覧は、平成29年2月1日から2月28日までの1ヶ月間行われた。住民等から3件の意見書が提出された。また、佐久市長意見は平成29年3月15日に長野県知事へ送付され、長野県知事意見は平成29年3月31日付けで事業者へ通知された。

方法書（再実施前）の縦覧は、平成29年11月1日から11月30日までの1ヶ月間行われた。住民等から3件の意見書が提出された。また、佐久市長意見は平成30年1月10日に長野県知事へ送付され、長野県知事意見は平成30年3月20日付けで事業者へ通知された。

その後、事業者の変更に伴い対象事業の引継ぎを行い、令和2年1月24日に事業継承について公告された。これに伴い、地域住民のご要望や上記手続きで頂いたご意見を踏まえ、計画地範囲の見直しを行った。その結果、計画地面積は方法書（再実施前）の約66haから約58haに減少したものの、新たに計画地となる部分の面積（約9ha）が、再実施前の計画地面積（約66ha）の10%以上の増加となるため、長野県環境影響評価条例第23条に基づき方法書の再実施を行うこととなった。

方法書（再実施）の縦覧は、令和2年9月10日から10月9日までの1ヶ月間行われた。住民等から1件の意見書が提出された。また、佐久市長意見は令和2年11月17日に長野県知事へ送付され、長野県知事意見は令和3年1月28日付けで事業者へ通知された。

その後、方法書（再実施）に対するご意見や事業計画の進捗を踏まえ、計画地面積、土地利用計画、造成計画、雨水排水計画等を一部変更するとともに、ご意見を踏まえ、環境影響評価の項目・手法を見直した上で環境影響評価を行い、準備書を作成した。

表-1 準備書作成までの経緯

項目	年月日	備考
配慮書提出	平成29年1月25日	事業者→知事
配慮書公告・縦覧	平成29年2月1日 ～2月28日	公告：2/1 縦覧：2/1～2/28 縦覧場所： 長野県環境部環境政策課 長野県佐久地方事務所環境課 佐久市環境部環境政策課
住民等の意見提出期間	平成29年2月1日 ～2月28日	意見書3件
長野県環境影響評価 技術委員会	平成29年2月16日 平成29年3月17日	2回
佐久市長意見	平成29年3月15日	
長野県知事意見	平成29年3月31日	
方法書（再実施前）提出	平成29年10月25日	事業者→知事
方法書（再実施前） 公告・縦覧	平成29年11月1日 ～11月30日	公告：11/1 縦覧：11/1～11/30 縦覧場所： 長野県環境部環境政策課 長野県佐久地域振興局環境課 佐久市環境部環境政策課
住民等の意見提出期間	平成29年11月1日 ～12月14日	意見書3件
長野県環境影響評価 技術委員会	平成29年11月16日 平成29年12月14日 平成30年1月17日	3回
佐久市長意見	平成30年1月10日	
長野県知事意見	平成30年3月20日	
方法書（再実施）提出	令和2年9月4日	事業者→知事
方法書（再実施） 公告・縦覧	令和2年9月10日 ～10月9日	公告：9/10 縦覧：9/10～10/9 縦覧場所： 長野県環境部環境政策課 長野県佐久地域振興局環境・廃棄物対策課 佐久市環境部環境政策課
住民等の意見提出期間	令和2年9月10日 ～10月23日	意見書1件
長野県環境影響評価 技術委員会	令和2年9月14日 令和2年10月15日 令和2年12月21日	3回
佐久市長意見	令和2年11月17日	
長野県知事意見	令和3年1月28日	

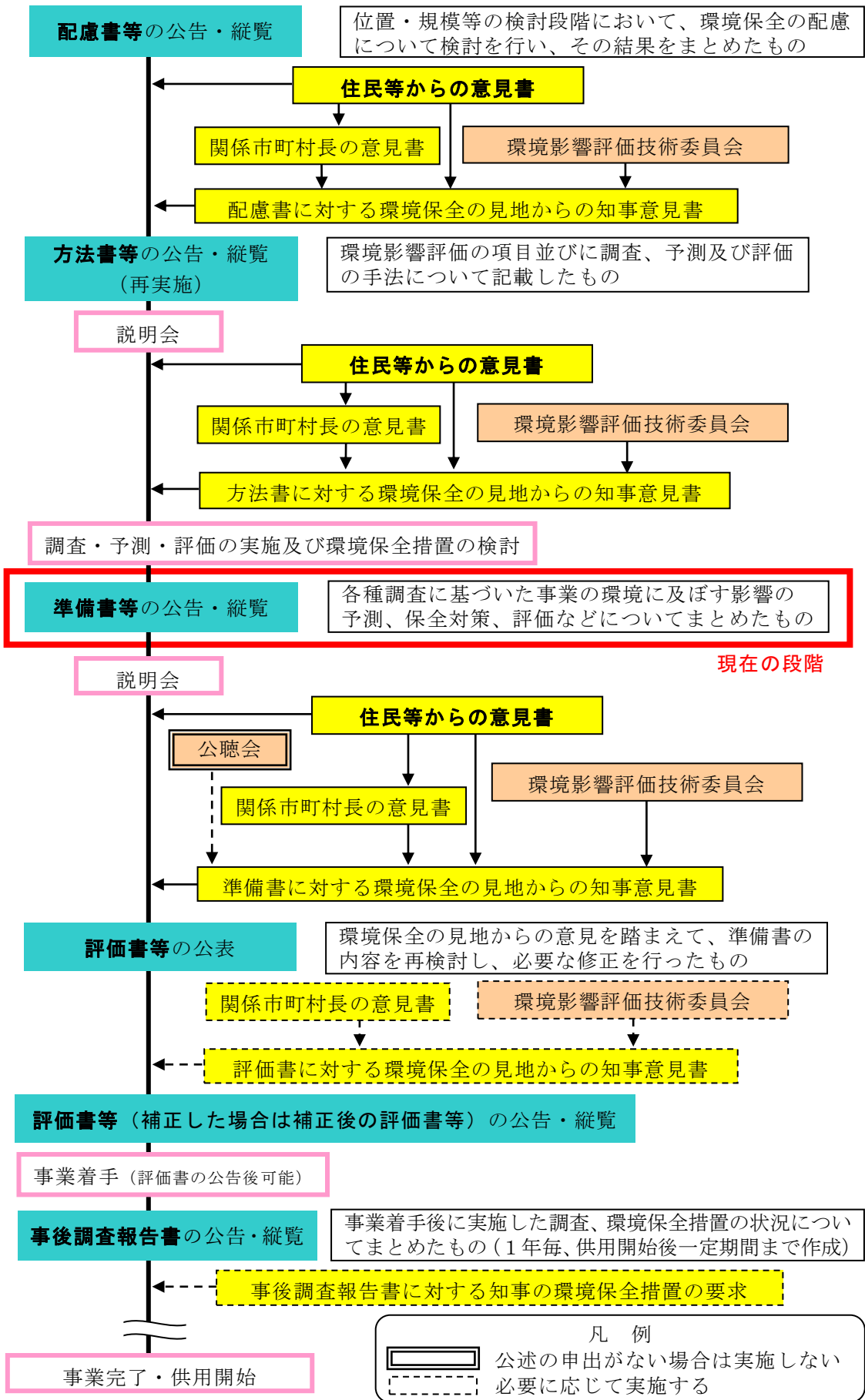


図-1 環境影響評価の手続きの流れ

3 方法書からの主な変更内容

方法書からの主な変更内容は、表-2(1)～(4)に示すとおりである。

表-2(1) 方法書からの主な変更内容

変更箇所	変更事項	変更内容及びその理由	方法書頁	準備書頁
第1編 環境影響評価				
第1章 事業計画の概要				
5 事業の内容 5.2 事業実施区域の位置		事業計画の進捗に伴い、計画地範囲を一部除外し、計画地面積を変更(減少)した。	p. 5, 7	p. 1. 1-5, 7
5.4 事業の実施予定期間		事業計画の進捗に伴い、本事業の実施予定期間を変更した。	p. 10	p. 1. 1-11
5.5 事業の実施方法	(1)土地利用計画	佐久市長意見及び長野県知事意見(以下「知事意見」という。)を踏まえ計画地西側の土石流危険溪流に該当する流域を施設用地(太陽光パネル用地)から除外し、また、事業計画の進捗に伴い計画地範囲を一部除外したこと等を踏まえ、土地利用計画を変更した。	p. 10～11	p. 1. 1-12～13
	(2)造成計画	土地利用計画の変更に伴い、造成計画も変更した。また、知事意見を踏まえ、造成範囲を見直し、切土・盛土量をできる限り減らした。さらに、知事意見を踏まえ、伐採・伐根計画を具体化し、できる限り地表面の攪乱を抑制して表土の保全を図るとともに、原則として切盛部の表土を剥ぎ取り・仮置きし、切盛造成後の敷き均しにより表土の保全を図ることとした。	p. 12～15	p. 1. 1-14～20
	(3)雨水排水計画	造成計画の変更に伴い、雨水排水計画も変更した。また、地元住民等意見、佐久市長意見及び知事意見を踏まえ、調整池の容量を設定する際に用いる降雨確率強度を、50年降雨確率から100年降雨確率に変更し、調整池容量を設定した。 知事意見を踏まえ、調整池からの放流量を追記し、各調整池の具体的な放流位置が分かる図を追加した。 知事意見を踏まえ、地下水涵養の観点から、調整池を浸透構造とする方法を検討したが、防災上の観点から採用は難しいと判断した。これに対し本事業では、計画地全体での雨水等の浸透措置を検討し、その内容を追記した(切盛範囲の抑制、地表面の攪乱の抑制、雨水浸透施設(浸透ます)の設置など)。	p. 16～17	p. 1. 1-21～36

表-2(2) 方法書からの主な変更内容

変更箇所	変更事項	変更内容及びその理由	方法書頁	準備書頁
5.5 事業の実施方法 (つづき)	(4)緑化計画	知事意見を踏まえ、緑化にあたっては在来種の地域個体を用いる旨を追記した。	p. 16	p. 1. 1-37
	(5)施設計画	事業計画の進捗に伴い、主要施設の仕様（台数等）を変更した。	p. 18～21	p. 1. 1-38～43
	(6)発電事業の運営 ②発電事業の運営計画	知事意見を踏まえ、調整池の維持管理項目のうち浚渫土砂の処理方法について追記した。 佐久市長意見を踏まえ、残置森林等の維持管理項目において、特定外来種が確認された場合の対応を追記した。 また、佐久市長意見を踏まえ、計画地全体の巡視・点検方法を追記した。	p. 23～24	p. 1. 1-44～47
	(7)工事計画 ①工事工程の概要	事業計画の進捗に伴い、工事工程を見直した。	p. 25	p. 1. 1-48
	②主な工事の概要 イ伐採工事	知事意見を踏まえ、発生木によるチップの敷き均しにより生じる影響を考慮し、土砂流出抑制や法面保護の観点からエリアを限定して敷設する旨を追記し、チップ敷設計画図を示した。	p. 27	p. 1. 1-53～54
第3章 環境影響評価の項目				
1 環境影響評価の項目		知事意見を踏まえ、工作物の存在（太陽光パネルの存在）に伴う「大気質のその他必要な項目（気温）」を簡略化項目として追加選定した。	p. 200	p. 1. 3-2
		溶融亜鉛メッキを塗布した架台、架台の杭の腐食により溶出する可能性のある亜鉛の影響の観点から、工作物の存在に伴う「水質」を簡略化項目として追加選定した。	p. 200	p. 1. 3-2
		工事用車両等への付着による外来種の侵入の観点から、運搬（工事用車両の走行）に伴う「植物」を簡略化項目として追加選定した。	p. 200	p. 1. 3-2
2 選定の理由 2.1 大気質		工作物の存在（太陽光パネルの存在）に伴う「大気質のその他必要な項目（気温）」の選定の理由を追加した。	p. 201	p. 1. 3-3
2.6 水 質		工作物の存在に伴う「水質」の選定の理由を追加した。	p. 205	p. 1. 3-7
2.11 植 物		運搬（工事用車両の走行）に伴う「植物」の選定の理由を追加した。	p. 211	p. 1. 3-13

表-2(3) 方法書からの主な変更内容

変更箇所	変更事項	変更内容及びその理由	方法書頁	準備書頁
第4章 調査・予測・環境保全措置・評価				
1 大気質 1.1 調査		知事意見を踏まえ、工作物の存在（太陽光パネルの存在）に伴う気温の影響を把握するための現地調査内容として、夏季における気温等の調査方法を追加した。	—	p. 1. 4. 1 -3, 4, 6, 7
		計画地内に居住していた方が移転されたため、計画地内の既存住居付近に設定していた現地調査地点（b）は調査地点から除外した。	p. 222 ～223	p. 1. 4. 1 -4, 5
2 騒音 2.1 調査		計画地内に居住していた方が移転されたため、計画地内の既存住居付近に設定していた現地調査地点（b）は調査地点から除外した。	p. 225 ～226	p. 1. 4. 2 -2, 3
3 振動 3.1 調査		計画地内に居住していた方が移転されたため、計画地内の既存住居付近に設定していた現地調査地点（b）は調査地点から除外した。	p. 228	p. 1. 4. 3 -2
4 低周波音 4.1 調査		計画地内に居住していた方が移転されたため、計画地内の既存住居付近に設定していた現地調査地点（B）は調査地点から除外した。	p. 230	p. 1. 4. 4 -1, 2
5 水質 5.1 調査 5.2 予測及び評価		工作物の存在に影響要因に追加し、調査・予測・評価を行った。	p. 233 p. 236	p. 1. 4. 5-1 p. 1. 4. 5-36
5.1 調査		計画地内に存在する通称「香坂の湧水」は、配管の老朽化に伴い衛生状況が悪化していたことから、施設をご利用いただく方々への水質上の保証が困難であると判断し、関係者と協議のうえ、看板の設置による周知を経て令和2年12月に当該施設を撤去した。このため、通称「香坂の湧水」を対象とした「水道水質検査項目（pH、濁度等10項目）」は調査項目からは外した。	p. 233 ～235	p. 1. 4. 5 -1
6 水象 6.1 調査		同上の理由により、通称「香坂の湧水」を対象とした「地下水位」及び「利水及び水面利用等」は調査項目からは外した。	p. 237 ～239	p. 1. 4. 6 -1
		知事意見を踏まえ、河川流量の現地調査に連続観測調査を追加した。	—	p. 1. 4. 6 -2, 4, 5

表-2(4) 方法書からの主な変更内容

変更箇所	変更事項	変更内容及びその理由	方法書頁	準備書頁
第4章 調査・予測・環境保全措置・評価（つづき）				
9 植 物 9.1 調査 9.2 予測及び評価	9.1 調査	運搬（工事用車両の走行）を影響要因に追加し、調査・予測・評価を行った。	p. 247 p. 250	p. 1. 4. 9-1 p. 1. 4. 9-40
	9.1 調査	知事意見を踏まえ、群落調査地点については、土地利用の変化、林床の違い、動物の調査地点等を考慮して 73 地点を追加して調査を行った。	p. 249	p. 1. 4. 10, 12, 13
	10 動 物 10.1 調査	知事意見を踏まえ、鳥類のラインセンサス法による調査については、太陽光発電所供用後まで継続して調査を行うことを考慮し、計画地内中央付近に存置する沢筋沿い等にセンサスルートを追加して調査を行った。	p. 254	p. 1. 4. 10 -15